

POINT
3

マイナ保険証の 登録は解除できます!

医療機関や薬局の窓口でマイナカードを使った人は、マイナ保険証が登録されています



＼トラブルや情報漏洩が心配だし持ち歩きたくないな…／

マイナ保険証を作ったけど資格確認書を使いたい

ご加入の保険者(自治体や健保組合等)に連絡して、

解除申請書類を取り寄せてください。

※一部、オンラインで受け付けている場合もあります。



マイナ保険証の**登録を解除**すると、
資格確認書が**自動で送られてきます。**



マイナ保険証の
利用登録をしませんか?



いえ、けっこうです

! 資格確認書を使いたい人は、
役所でマイナカードを更新する場合も
**保険証の利用登録を
しないようにしましょう。**

保険証や資格確認書、登録解除の取り扱いは
保険者(自治体や健保組合等)によって異なります。
詳しくはご加入の保険者にお問い合わせください。

これまで通り受診する ための 3つのポイント

マイナ保険証が
なくても大丈夫!



東京保険医協会

ダウンロードはこちら



POINT 1

マイナ保険証※1を持っている人も持っていない人も

いまの保険証は**有効期限**(最長1年)
まで使えます!※2



国保加入者

自営業者、フリーランス等
有効期限までいまの保険証が使えます。※3



後期高齢者

75歳以上
2025年7月31日までいまの保険証が使えます。※3



社会保険加入者

会社員(健保組合等)、公務員(共済組合)
有効期限までいまの保険証が使えます。※3

※1 マイナ保険証…保険証として利用登録したマイナカードのこと

※2 2025年12月1日以降の日付が書かれている場合でも有効期限は最大2025年12月1日までとなります。

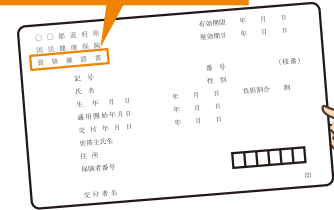
※3 転職や引っ越し等で保険者(自治体や健保組合等)や住所等の資格情報が変わった人は有効期限内でも保険証は使えなくなります(社会保険の場合は住所変更後も裏面の住所を訂正して使用できます)。

POINT 2

「**資格確認書**」※4があれば安心
確実に受け取りましょう!

保険証の有効期限以降は「資格確認書」で受診できます。
使い方は、いまの保険証と同じで窓口に出すだけ。

資格確認書



資格確認書が
自動的に届く人は
こちら

- ☒ マイナカードを取得していない
- ☒ マイナ保険証を利用登録していない、
マイナ保険証の利用登録解除を申請した
- ☒ マイナカードの電子証明書の有効期限(5年)
が切れている

○ご加入の保険者によっては、上記に該当しなくても資格確認書が自動で送られてくる場合があります。

○後期高齢者:2024年12月2日から2025年7月31日までの間に75歳以上になった人、引っ越し等で保険証が無効になる人は、マイナ保険証の有無にかかわらず自動で送られます(2025年7月31日まで)。

保険者(自治体や健保組合等)へ申請すれば届く人

- マイナカードでの受診等が困難で配慮が必要な人
(高齢者、障害をお持ちの人等/更新時の申請は不要)
- マイナカードを紛失・更新中

※4 「資格情報のお知らせ」はマイナ保険証の受付トラブル時等に使うもので、資格確認書とは異なります。